

令和4年3月2日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

1	県有施設の見直しに係る整理について.....	1
2	新型コロナウイルス感染症について.....	4
3	県立こども医療センターにおけるレジオネラ等の感染防止対策について	12
4	「神奈川県循環器病対策推進計画」案について.....	15
5	「地域医療医師修学資金貸付条例」の一部改正について.....	18
6	「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」改定案について	20

1 県有施設の見直しに係る整理について

緊急財政対策で掲げた「県有施設の見直しの方向性」を基本とした取組を平成30年度で終了したが、平成31年第1回定例会において、「「今後も見直しを継続する施設」に整理した6施設・15機関については、3年以内に方向性を決定し、その結果を所管常任委員会に報告する」こととした。

この度、その設定した期限を迎えるため、既に報告済みの3施設を除く、3施設・15機関についての見直し状況について整理を行ったので報告する。

(1) 整理の概要

ア 対象

県民利用施設：3施設

出先機関：15機関

イ 整理結果

見直しの方向性を「現行運営の継続」に変更する。

* 対象施設・機関は「別紙」参照

(2) 今後の対応

- ・ 現行運営を継続し、適正な運営に努めていくとともに、社会環境の変化等に応じて、効果的・効率的な運営が行われるよう、不断の見直し等を実施していく。
- ・ また、移譲等、県民生活に影響のある大きな見直しを行う場合は、改めて所管常任委員会に報告する。

県有施設の見直しに係る整理結果の一覧

1 県民利用施設

【見直しの方向性を「現行運営の継続」に変更】

※移譲について検討を継続する施設を含む

	所管局	施設名 (所在市町村)	平成 30 年度に整理した 見直しの方向性	備考
1	国際文化観光局	ユーシンロッジ (山北町) * 現在休業中 ※移譲について検討を継続する施設	民間への移譲について検討	施設への進入路である林道について復旧の見込みが立たないことや、新型コロナウイルス感染症の影響等により、関係者との調整を中断している。 今後、時宜を捉えて調整を再開し、今後のあり方について検討していく。
2		津久井湖観光センター (相模原市) ※移譲について検討を継続する施設	民間(市)への移譲について検討	施設が老朽化していることから、民間(市)への移譲後に活用するには再整備が必要であり、活用の方向性とともな費用負担や役割分担等について、引き続き関係者と調整していく。
3	健康医療局	煤ヶ谷診療所 (清川村)	村等への移譲について検討	本診療所は、村唯一の医療機関であり、地域医療を支える重要な施設である。 村では、診療所経営のノウハウがないことや、医師の確保が困難であること等の理由から、引き続き県での運営を強く望んでいる。 また、指定管理についても検討したが、老朽化が進む施設面の課題や経営面の課題から、導入には更なる調整が必要であることが判明した。 そのため、現行運営を継続していく。

2 出先機関

【見直しの方向性を「現行運営の継続」に変更】

	所管局	施設名 (所在市町村)	平成 30 年度に整理した 見直しの方向性	備考
1 ~ 4	政策局	地域県政総合センター (4 機関) [行政機関] (横須賀市、厚木市、平塚市、小田原市)	市町村支援や地域振興、地域の防災拠点としての役割、環境・農政の機関等との業務のあり方を含めて、市町村の意見も踏まえつつ、地域県政総合センターのあり方について検討	大規模災害等発生時における現地対策本部としての役割を通じ、現地災害情報の把握や市町村の支援ニーズの把握など、各地域における対応拠点としての機能の重要性が再確認されたことも踏まえ、当面、現行運営を継続していく。 ただし、県・市町村の役割分担等を踏まえた検討を引き続き行っていく。

5	環境農政局	環境科学センター (平塚市)	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討	地域県政総合センターの検討結果と同様に、当該機関についても、当面、現行運営を継続していく。 ただし、県・市町村の役割分担等を踏まえた検討を引き続き行っていく。
6	環境農政局	自然環境保全センター (厚木市)		
7	環境農政局	横浜川崎地区農政事務所 [行政機関] (横浜市)		
8	環境農政局	農業技術センター (4支所) (平塚市)		
9	総務局	給与事務センター (横浜市)	学校事務センターと再編・統合	知事部局と教育委員会の制度運用の簡素化・統一化を進めてきたが、職種の違いによる合理的な差異が再確認されたため、当面、現行運営を継続していく。
10	教育局	学校事務センター (横浜市)	給与事務センターと再編・統合	
11 ～ 14	健康医療局	保健福祉事務所 (4機関5支所) [行政機関] 【法令必置】 (平塚市ほか)	寒川町域の福祉事務所機能の業務運営のあり方を検討	茅ヶ崎市への寒川町域の福祉事務所業務の委託に向け市・町と協議を進めてきたが、委託化は困難となっていることから、当面、現行運営を継続しながら、引き続き寒川町域への保健・福祉サービスの提供方法について協議・検討していく。
15	産業労働局	かながわ労働センター (3支所) [行政機関] (横浜市)	当面、現行の組織体制を維持し、今後、ハローワークのあり方を見据えた中で組織のあり方を検討	平成28年施行の法改正により、「地方版ハローワーク」の設置が可能となったが、引き続き、地方は一部事業を行えないなどの課題が残っている。 国に対し改善要望を行ってきたが、現状、課題解決の見通しが立たない状況であるため、引き続き要望を行い、課題解決の見通しが立った時点で、組織のあり方を検討していく。

○ 参考（見直しの内容を決定し、所管常任委員会に報告済みの施設）

	所管局	施設名 (所在市町村)	見直しの内容	備考
1	環境農政局	二町谷地区北公園 (三浦市)	市へ管理権限を移譲	令和2年第1回定例会環境農政常任委員会に報告済み
2	福祉子どもみらい局	さがみ緑風園 (相模原市)	令和5年4月から指定管理者制度を導入	令和3年第2回定例会厚生常任委員会に報告済み
3	県土整備局	湘南港 (藤沢市)	利用料金制の導入	令和3年第3回定例会建設・企業常任委員会に報告済み

2 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

2月26日現在、県内における感染者の累計は、クルーズ船における感染者等を除き、439,450名となっている。

ア 症状別の状況

(2月26日現在)

入院	重症	中等症	軽症・無症状	宿泊施設療養	自宅療養	死亡(累計)
1,761名	107名	1,486名	168名	295名	45,659名	1,680名

イ 新規感染者数の推移

		日	月	火	水	木	金	土	週合計		
11月	7	9人	11人	12人	13人	14人	19人	15人	93人		
	14	12人	18人	9人	18人	21人	27人	8人	113人		
	21	18人	10人	9人	11人	5人	10人	11人	74人		
	28	7人	13人	9人	12人	10人	11人	12人	74人		
	12月	5	5人	6人	9人	10人	22人	17人	16人	85人	
		12	10人	9人	6人	16人	36人	23人	29人	129人	
		19	22人	17人	13人	12人	37人	23人	29人	153人	
		26	36人	26人	10人	21人	32人	19人	20人	164人	
		1月	2	21人	34人	55人	93人	152人	251人	351人	957人
		9	443人	518人	386人	548人	842人	1155人	1538人	5430人	
		16	1751人	1858人	1989人	2287人	3343人	3409人	3404人	18041人	
		23	3792人	5275人	4128人	4793人	5939人	6465人	8959人	39351人	
	30	6279人	7396人	7407人	8608人	7548人	9641人	9490人	56369人		
	2月	6	8707人	6938人	9316人	7654人	8975人	8442人	8257人	58289人	
13	8294人	6141人	7520人	7147人	8446人	9182人	7945人	54675人			
20	6950人	6566人	6549人	6195人	6575人	7011人	5924人	45770人			
27	5912人										

※新規感染者数(新規自主療養届発行者数を含む)

※ 前の週の同じ曜日よりも感染者数が上回っている場合は(オレンジ)網掛けとし、下回っている場合は斜線(水色)網掛けとしている。

ウ 自主療養者の推移(自主療養届発行者数)

		日	月	火	水	木	金	土	週合計
1月	2	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	9	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	16	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	23	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	30	0人	0人	0人	0人	0人	0人	269人	269人
	6	140人	399人	0人	1032人	474人	648人	394人	3087人
	13	297人	380人	507人	402人	295人	317人	218人	2416人
	20	356人	415人	318人	106人	422人	206人	245人	2068人
2月	27	136人	261人	287人	199人	90人	287人	182人	1442人
	6	215人							
	13								
	20								

エ オミクロン株(BA.2株)の県内市中感染

令和4年2月22日に、県内在住者3人が、オミクロン株(BA.2株)に感染していることが確認された。

(2) 医療提供体制等

ア 病床拡大に向けた取組み

オミクロン株の感染急拡大を受け、病床のひっ迫に加え、医療従事者等の感染などによる医療提供体制の堅持が困難になっているほか、救急搬送困難事案も増加傾向にあるため、医療機関に対して病床拡大に向けた協力を要請した。

(ア) 令和4年1月21日

県内の医療機関へ、中等症・軽症病床の病床確保フェーズを「3 (1,540床)」から、「災害特別 (2,230床)」に引き上げることを決定したことを通知し、以下の内容を要請した。

- ・陽性患者の入院を受け入れる認定医療機関による災害特別フェーズ数の即応病床の拡大
- ・延期可能な一般医療の一時停止
- ・陽性患者の自宅療養等への移行促進
- ・療養解除基準を満たした患者の後方搬送及び後方支援病院による転院受入れ強化

(イ) 令和4年2月4日

県内の医療機関へ、入院受入の拡大など、以下の内容を要請した。

- ・陽性患者の入院を受け入れていない病院における入院受入
- ・陽性患者の入院を受け入れていない病院における入院管理の継続
- ・陽性患者の入院を受け入れている病院における当面の間の夜間休日の受入拡大及び当日受け入れ可能病床数の拡大
- ・全病院における濃厚接触者の勤務の継続

(ウ) 令和4年2月10日

県内の医療機関へ、重症病床の病床確保フェーズを「3 (210床)」から、「災害特別 (270床)」に引き上げることを決定したことを通知し、併せて以下の内容を要請した。

- ・重症病床に入院させるべきコロナ患者がいない場合、コロナ以外の一般救急患者を積極的に受け入れるなどの弾力的運用を行うよう依頼。

イ 病床の確保状況

(2月27日現在)

区分	入院者数(a)	確保病床数(b)	即応病床数(c)	病床利用率(a/b)
重症	107人	270床	195床	39.6%
中等症・軽症	1,654人	2,230床	2,224床	74.2%
計	1,761人	2,500床	2,419床	70.4%

ウ かながわ緊急酸素投与センター

医師により入院が必要と判断された新型コロナウイルス感染症患者の搬送先が確定するまでの間、酸素投与の応急処置をする緊急的な施設である「かながわ緊急酸素投与センター」について東横 INN 横浜スタジアム前Ⅱに移設し、令和4年2月1日に再稼働させた。

稼働実績 24人(2月24日7時30分現在)

エ 新たな宿泊療養施設の確保

感染の急拡大に対応するため、新たに宿泊療養施設を開設した。

- ・ 1月14日利用開始
ホテルグリーン(小田原市) 確保室数 23 室
- ・ 2月9日利用開始
東横 INN 湘南鎌倉藤沢駅北口 (藤沢市) 確保室数 206 室
- ・ 2月25日利用開始
R & Bホテル新横浜駅前 (横浜市港北区) 確保室数 247 室

オ 地域療養の神奈川モデル

(ア) 事業概要

自宅療養者のうち、悪化リスクのある方、悪化が疑われる方に対して早期に医療介入を行うため、地域の医師会や訪問看護ステーションと連携した療養サポートを実施する。

(イ) 実施状況 (令和4年2月21日までの実績)

実施市町村 (開始日)	対象者数 (人)	対応実績				
		看護師訪問 (件)	医師訪問 (件)	オンライン診療 (件)	入院搬送 (人)	療養終了 (人)
藤沢市 (令和3年3月23日～)	2,243	223	0	756	215	1,888
鎌倉市 (5月11日～)	622	188	446	973	93	485
横須賀市 (6月1日～)	1087	69	0	388	113	894
平塚市 (7月6日～)	644	91	0	320	66	544
三浦市 (7月6日～)	131	3	0	34	12	109
厚木市 愛川町 清川村 (7月28日～)	1017	50	1	326	95	853
小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町 (9月1日～)	409	13	2	128	26	281
逗子市 葉山町 (9月27日～)	241	7	0	60	10	202
海老名市 (10月5日～)	195	16	0	15	8	157
大和市 (10月20日～)	508	110	0	157	27	337
茅ヶ崎市 寒川町 (11月1日～)	234	0	2	3	2	178
秦野市 伊勢原市 (11月8日～)	289	2	0	26	8	241
相模原市 (11月8日～)	1751	0	2	24	42	1374
座間市 綾瀬市 (11月24日～)	441	27	0	15	9	339
南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町 (12月1日～)	115	0	0	13	6	100
横浜市※ (12月8日～)	991	0	30	27	114	498
川崎市 (12月23日～)	272	0	12	22	36	201
大磯町 二宮町 (12月25日～)	112	0	0	100	3	82
合計	11,302	799	495	3,387	885	8,763

※2月21日現在、横浜市における対象地区は鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区 (計16区)。

カ 自宅療養者等への配食サービス

重点観察対象者以外の自宅療養者及び自主療養者については、配食サービスを提供していなかったが、令和4年2月18日から、経済的事情等により食料品の入手が困難な方には、配食サービスの提供を開始した。

キ 自宅療養者等に係る生活支援事業

(ア) 自宅療養者の個人情報の提供

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への生活支援事業（食料品や生活必需品の提供又は購入代行、ごみの排出代行）を連携事業とし、事業実施に必要な個人情報（自宅療養者の氏名、住所、連絡先、療養期間）を県から市町村に提供する。

<覚書締結状況（令和4年2月23日までの実績）>

	市町村名	覚書締結日	支援事業開始日
1	逗子市	令和3年4月22日	令和3年4月23日
2	海老名市		
3	愛川町		
4	清川村		
5	平塚市	6月21日	6月22日
6	秦野市		
7	伊勢原市		
8	鎌倉市	8月24日	8月25日
9	真鶴町	9月10日	9月13日
10	厚木市	9月15日	9月16日
11	大和市	9月28日	10月1日
12	中井町	9月30日	10月1日
13	箱根町	9月30日	10月1日
14	南足柄市	11月1日	11月2日
15	小田原市	令和4年1月6日	令和4年1月11日
16	葉山町	2月7日	2月8日
17	大井町		

(イ) 自主療養者の個人情報の提供

生活支援事業を実施する市町村に、自主療養者の個人情報を提供することについて、令和4年2月10日付けで「神奈川県情報公開・個人情報保護審議会」に諮問したところ、同月21日付けで、これを認める旨の答申があったことから、自宅療養者に加えて、自主療養者の個人情報を市町村に提供することが可能となった。

ク 重点観察対象者の考え方変更等

令和4年2月21日に開催された神奈川県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、重点観察対象者の考え方変更等について決定した。

(7) 重点観察対象者の考え方変更

令和4年2月9日厚生労働省通知に基づき、重点的に健康観察を行う療養者を以下のいずれかを満たす方に変更した。

- ・年齢 65 歳以上もしくは 2 歳未満
- ・SpO2 値 95 以下
- ・40～64 歳でリスク因子を 1 つ以上持つ者
- ・妊娠している者

(4) 自主療養者の定義変更

自主療養の対象となる範囲を以下のとおり変更した。

- ・40～64 歳は重症化リスク因子がない場合のみ対象
- ・2～39 歳は重症化リスク因子の有無に関わらず対象
- ・妊娠していない者

※65 歳以上及び 1 歳以下は対象外

(ウ) 自主療養者向けの療養証明書発行

LINE パーソナルサポートのユーザー向けに自主療養に関するアンケートを実施した結果、自主療養制度を使わない理由として、加入している新型コロナ関係保険の保険金請求に活用できないためと回答した方が多かったことなどを踏まえ、一定の条件を満たした自主療養者に療養証明書を発行することとし、3月1日より申請受付を開始した。

a 療養証明書の内容

- ・基本情報（氏名、生年月日、住所）
- ・療養情報（傷病名、発症日、自主療養期間、自主療養届出日）
- ・発行者情報（神奈川県知事名、知事印、所在地、証明書発行日）

b 発行条件

- ・自主療養届を発行済であること
- ・神奈川県内の在住者であること
- ・LINE または AI コールによる健康観察に一定数以上の回答を行っていること

※従前に自主療養を行っていた方にも上記の条件を満たす場合には遡及して発行する。

ケ 新型コロナワクチン接種

(7) 追加接種（3回目接種）

a 対応方針

(a) 対象者

- ・2回目接種完了者全てに対して追加接種の機会を提供
- ・まずは18歳以上を予防接種法上の特例臨時接種に位置付け
- ・重症化リスクの高い者、重症化リスクの高い者と接触の多い者、職業上の理由等によりウイルス曝露リスクの高い者については、特に追加接種を推奨

(b) 使用するワクチン

- ・ 1・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、
mRNA ワクチン(ファイザー・モデルナ)を使用

(c) 接種間隔(国の考え方 原則として8か月)

- ・ 医療従事者等 : 6か月(2か月前倒し)
- ・ 高齢者施設等入所者・従事者等 : 6か月(2か月前倒し)
- ・ その他高齢者(2月以降) : 7か月(1か月前倒し)
(3月以降) : 6か月(2か月前倒し)
- ・ 一般・職域(3月以降) : 7か月(1か月前倒し)

(d) 県の基本方針

- ・ 前倒しする場合の対象者
 - ①特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、
介護療養型医療施設の入所者・従業員、医療従事者
 - ②その他高齢者施設入所者・従業員
 - ③通所サービス事業所の利用者・従事者
 - ④病院・有床診療所の入院患者
(優先順位①→②→③→④)

b 接種実績(2月23日現在): 1,234,474回

c 県の大規模接種会場

医療従事者等に対する追加接種を支援し、医療提供体制を維持するため、県独自の大規模接種会場を設置・運営する。

(a) 接種会場・実施期間

- ①新横浜国際ホテルマナーハウス南館(横浜市港北区新横浜3-7-8)
令和4年1月22日から3月22日まで
(1日800~1,200人程度、合計40,000人程度)
- ②県足柄上合同庁舎(足柄上郡開成町吉田島2489-2)
令和4年3月11日から3月28日まで
(1日600人程度、合計6,000人程度)

(b) 対象者

- ①医療従事者等
 - ②高齢者施設等の従事者等
 - ③保育士等の児童関係施設従事者
 - ④県内の小学校・中学校・高等学校等の教職員等
 - ⑤満65歳以上の県民
 - ⑥基礎疾患を有する県民
 - ⑦その他(消防職員、警察職員等)
- ※2月15日から対象者を③~⑦に拡大

(c) 接種実績(2月23日現在) 14,019回(計15日実施)

(イ) 小児接種(1・2回目接種)

a 国の対応方針

(a) 対象者

- ・ 5歳～11歳
- ・ 予防接種法上の特例臨時接種に位置付け
(努力義務の規定は適用除外)

(b) 使用するワクチン

- ・ ファイザー社の小児用ワクチン

(c) 接種回数・間隔

- ・ 3週間の間隔をおいて2回

県宿泊療養施設の稼働状況一覧（3月1日現在）

	施設名	住所	確保 室数	受入可 能室数	備考
県運用 施設	湘南国際村センター	葉山町	95	0	法定点検及び設備の修繕工 事のため3月1日より3月 31日まで受入を停止
	アパホテル<横浜関内>	横浜市中区	451	375	
	レンブラントスタイル本厚木	厚木市	162	126	
	パークインホテル厚木（トラ ベルインを含む）	厚木市	282	234	
	新横浜国際ホテル（本館）	横浜市港北区	206	188	
	リッチモンドホテルプレミア 武蔵小杉	川崎市中原区	302	247	
	東横 INN 新横浜駅前新館	横浜市港北区	288	249	
	ベストウエスタン横浜	横浜市鶴見区	185	118	
	東横 INN 横浜スタジアム前 I、II	横浜市中区	441	404	
	ホテルグリーン	小田原市	23	16	
	東横 INN 湘南鎌倉藤沢駅北口	藤沢市	206	146	
	R & B ホテル新横浜駅前	横浜市港北区	247	199	
県の確保施設総室数			2,888	2,302	
その他	相模原宿泊療養施設	相模原市	40	40	

3 県立こども医療センターにおけるレジオネラ等の感染防止対策について

県立こども医療センターにおけるレジオネラ等の感染防止対策について、これまでの対応状況及び再発防止に向けた取組等を報告する。

(1) 経緯

ア レジオネラ属菌関係

令和3年2月に、入院患者1名がレジオネラ肺炎にり患したことが判明し、環境調査の結果、本館地下2階から地上4階までの給湯設備における滞留箇所や水栓の汚染などが菌の発生源と考えられた。

イ 薬剤耐性菌(カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(CRE))関係

令和2年4月に複数の患者からCREの保菌が確認され、以降、昨年度は15名、今年度は6名、計21名の保菌者が確認された。

薬剤耐性菌の遺伝子型は、全てが同一ではないことから、感染経路としては、院内での感染のほかに、環境からの感染、市中からの持ち込みなど、複合的な要因が関係していると考えられた。

(2) 患者等への影響

ア レジオネラ属菌関係

緊急対策工事期間中(令和3年5～10月)は、給湯設備の使用停止や病棟内工事に伴い、入院を一部制限するなど影響があったが、現在は通常どおりの診療体制となっている。

イ CRE関係

保菌が判明した患者を適切に隔離するため、一時的に病床利用を制限するなどの調整を行ってきたが、現在は通常どおりの診療体制となっている。

(3) レジオネラ肺炎発症に係る調査検証委員会報告書の概要

レジオネラ肺炎の発症等について、外部の専門家による「レジオネラ肺炎発症に係る調査検証委員会」を設置し検証を行ってきたが、本年1月に、当該委員会において検証結果報告書がとりまとめられた。

ア レジオネラ属菌の感染経路の検証

- ・ 感染源は、患者と給湯栓から検出された菌株が一致したことから、給湯栓であると考えられる。
- ・ 給湯栓の汚染原因は、循環式給湯設備の配管内部に湯が滞留し、バイオフィームが形成され菌が増殖した可能性が高い。

イ 感染防止対策及びガバナンスの検証

- ・ 令和2年8月の水質検査で菌を検出していたが、保健所に連絡をしなかったことは、横浜市の技術的管理指針とは異なった対応であった。

- ・ 院内感染防止マニュアルに、菌が検出された場合の手順が明確に記載されていないなど、対策が十分に徹底されていなかった。

ウ レジオネラ肺炎発生後の対策及びCRE対策の評価

- ・ レジオネラ肺炎発生後、循環式給湯設備の廃止による個別給湯化等の対策は適切であった。
- ・ CRE対策は、保健所への報告等が適時実施され、また機構本部による支援チームが設置され、ヒアリングやラウンドが実施されるなど、関係機関と連携して必要な対策が講じられていた。

エ 再発防止に向けた提言

(7) レジオネラ属菌対策(環境対策)

- ・ 横浜市の技術的管理指針に則した設備管理等の適切な実施、正確な配管図面の整備、不要な枝配管の撤去等

(イ) 水質検査の実施

- ・ 検出された時の手順の明確化、専門家の助言や汚染リスクを踏まえた検査箇所を選定、マニュアルの定期的なメンテナンスの実施等

(ウ) 感染防止対策(CRE対策)

- ・ リンクドクター(医師の立場からの院内感染防止対策の推進役)の運用体制の構築、CREに係る病院間の連携、職員への研修の更なる充実等

(エ) ガバナンス(管理責任体制)

- ・ 緊急性のある問題に対して管理者が危機意識を持ち、職員間で情報共有できる組織体制を構築して確実に機能させる等

(4) こども医療センターにおける再発防止対策

ア 実施済み・実施中の取組

(7) レジオネラ緊急対策工事の実施(令和3年5~10月)

対象範囲: 本館(地下1階~地上4階)、施設・リハビリ棟

主な工事: 循環式給湯設備の廃止、混合水栓等の交換、個別給湯設備の設置 ほか

(イ) CRE感染防止対策の実施(令和3年8月~)

機構本部による支援チームの提言を踏まえた対応

- ・ 他院からの転院患者に対するスクリーニング検査
- ・ リンクドクターの設置 ほか

(ウ) 調査検証委員会での意見を踏まえた取組(令和3年7月~)

- ・ レジオネラ菌検出時の手順の明確化(市指針準拠をマニュアルに明記)
- ・ 管理責任体制の改善(会議決定事項の記録と職員周知の徹底等)
- ・ 感染制御体制の改善(感染制御部門と設備管理部門の連携強化)

イ 今後の取組

- ・ 横浜市南福祉保健センターの指導のもと、水質管理計画を作成し、定期的な水質検査や、給湯栓等の定期清掃などを実施する。
- ・ 緊急対策工事を実施した給湯設備以外の系統について、未使用給湯管の調査を行い、順次撤去工事を進める。

(5) 県立病院機構における感染防止対策について

ア 法人全体の感染制御推進体制・ガバナンス強化

- ・ 法人全体の感染制御に当たる医師及び看護師の本部事務局への配置（令和4年度から実施）。
- ・ 感染制御推進会議の下部組織として「感染対策支援チーム」を位置付け、速やかに設置、活動できる体制の整備。

イ 感染制御に係る業務を担当する職員の人材育成

病院のICT(感染管理チーム)における中核的な役割を担える専門人材として、感染管理認定看護師等の有資格者を計画的に育成。

ウ 県衛生研究所との連携体制の構築

県衛生研究所の職員を感染制御推進会議のアドバイザーとして委嘱し、専門的な知見からの必要な助言を受けられる体制を整備(令和3年11月から実施)。

エ 法人全体の院内感染対策における取組方針等の策定

(7) 「神奈川県立病院機構におけるレジオネラ対策に係る取組方針」

横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱に基づき、維持管理、モニタリング、水質検査、冷却塔の管理及びレジオネラ属菌が検出された場合の対応等を定め、各病院の維持管理状況を、モニタリングシートによりチェックしていく。

(4) 「神奈川県立病院機構におけるCRE等の多剤耐性菌による院内感染のアウトブレイクへの対策について」

各病院の対応マニュアルの定期的な見直し、手指消毒の徹底や入院時のスクリーニング検査などの予防策や、アウトブレイク発生時の「感染対策支援チーム」の派遣、その他研修の実施や人材育成などに努めていく。

オ その他

レジオネラ属菌の再発防止対策として、老朽化した施設設備の対策も重要なことから、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構施設修繕等アクションプラン」（令和3年10月策定）により継続的に工事等を行う。

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 レジオネラ肺炎発症に係る調査検証委員会報告書

4 「神奈川県循環器病対策推進計画」案について

令和元年12月1日に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（以下「法」という。）第11条の規定に基づき、都道府県に策定が義務付けられている「神奈川県循環器病対策推進計画」（以下「計画」という。）について、今般、計画案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和3年12月 第3回定例会厚生常任委員会に素案を報告
- 令和3年12月 改定素案に対するパブリックコメントを実施
～令和4年1月
- 令和4年2月 令和3年度第4回部会*を開催

*神奈川県保健医療計画推進会議の下部組織である「脳卒中医療連携検討部会」及び「心血管疾患医療連携検討部会」の同時開催

(2) 計画策定のポイント

- ・ 法第11条第3項に基づき、保健医療計画等の既存の計画と調和を図る。
- ・ 国基本計画の項目を基本とし、未病改善等本県独自の取組みを位置づける。
- ・ 計画期間が2か年であることから、新たな取組みなどの具体的な検討は、すぐに取り組みのものと次期改定に向けて検討するものを整理するなど、メリハリをつけた計画とする。

(3) 計画素案に対するパブリックコメントの状況

ア 意見募集期間

令和3年12月13日～令和4年1月14日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布、医療関係団体等への情報提供

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ 提出された意見の概要

(7) 意見件数 38件（個人8人、団体7団体）

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
I 計画全体に関すること	2件
II 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等に関すること	13件
III 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実に関すること	18件
IV 循環器病の研究推進に関すること	2件
V その他	3件
計	38件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
A 新たな計画案に反映しました。	10件
B 新たな計画案に反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	4件
C 今後の施策運営の参考とします。	19件
D 反映できません。	0件
E その他（感想・質問等）	5件
計	38件

(イ) 主な意見

- II 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等に関すること
 - ・ 循環器病の要因には、生活習慣に関わらず、先天性疾患、遺伝性疾患、加齢等を原因とする疾患など、様々な病態があるため、記載を追加すべき。

- III 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実に関すること
 - ・ 循環器病の疾患別の前兆や症状について、急性疾患に加え、心不全に関する記載を追加すべき。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 第4章第1節第1項「現状と課題」1文目を「循環器病の多くは、運動不足、不適切な食生活、喫煙等の生活習慣や肥満等の健康状態に端を発して発症しますが、先天性疾患、遺伝性疾患、感染性疾患、加齢など、生活習慣にかかわらず発症する場合があります。」に修正しました。（下線部追加）
- ・ 第4章第2節第1項の後に記載のコラムに、不整脈と心不全に関

する記載を新たに記載しました。

(5) 今後のスケジュール

令和4年3月	神奈川県保健医療計画推進会議及び医療審議会 への報告
3月	計画の決定、周知

<別添参考資料>

・参考資料2 神奈川県循環器病対策推進計画（案）

5 「地域医療医師修学資金貸付条例」の一部改正について

県では神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例により、県内の医師を確保することを目的に、県内で医学部を有する4大学の学生に対し、県が指定する診療科の業務に一定期間従事することを条件として修学資金を貸与している。

このたび、「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正に伴う関連通知への対応、県内医療需要等を踏まえた指定診療科の見直し（脳神経外科を追加する）に伴い、条例を改正する必要があるため、その概要について報告する。

(1) 経緯

令和3年12月 国から都道府県あて、「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正に伴う関連通知の発出
地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療等に対する意識の涵養を図るプロジェクトを定めた「キャリア形成卒前支援プラン」に関する運用指針等を規定

令和3年12月 神奈川県医療対策協議会において、「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正に伴う関連通知の報告、指定診療科の見直しについて協議

(2) 改正素案

ア 改正のポイント

- ・「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正に伴う関連通知を踏まえたキャリア形成卒前支援プランの適用の義務化
- ・県内の医療需要等を踏まえた指定診療科の見直し

イ 改正の内容

(ア) 「キャリア形成プログラム運用指針の一部改正に伴う関連通知」を踏まえた条例見直し項目

a キャリア形成卒前支援プランの適用

地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的としたキャリア形成卒前支援プランを対象学生に適用することを原則とする。

(イ) 県内の医療需要等を踏まえた条例見直し項目

a 指定診療科の見直し

新たな診療科である脳神経外科を加え、産科、小児科、外科、
麻酔科、内科、救急科、総合診療科の8診療科を指定診療科とする。

(3) 今後のスケジュール

令和4年5月 神奈川県医療対策協議会で協議

6月 第2回定例会に条例改正議案を提出

7月 改正条例の公布、施行

6 「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」改定案について

食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ中期的な目標や方向を定めるため、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」に基づき平成31年3月「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針(第4次)」(2019年度～2021年度)(以下「第4次指針」という)を策定した。第4次指針の設定期間が満了することから、食品をとりまく新たな制度や技術などに対応するため、今般、令和4年度を初年度とする改定案を策定したので報告する。

(1) これまでの経過

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 令和3年11月 | 令和3年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会に改定指針素案について諮問 |
| 令和3年12月 | 令和3年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会に案を報告し、答申を受ける。 |
| 令和3年12月
～令和4年1月 | 改定指針案に対するパブリック・コメントの実施 |

(2) 改定案の概要

ア 改定の趣旨

第4次指針の基本的な考え方は継承しつつ、この3年間に行われた食品衛生法等改正によるHACCP制度の導入や、営業許可制度の見直し、自主回収報告制度の創設に加え、新しいバイオテクノロジーであるゲノム編集技術応用食品(ゲノム編集食品)の開発など、新たな制度や出来事に対応した内容を盛り込み、さらなる食品の安全性の確保と、県民の食品や食品関連事業者に対する信頼の向上を図るため策定する。

イ 設定期間

令和4年度～令和6年度

ウ 改定指針案の重点的取組み

- (ア) 表示の適正の確保を推進する取組み
- (イ) 情報の共有化と意見交換を推進する取組み

(3) 改定指針案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和3年12月27日～令和4年1月26日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への情報提供

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 13件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
(ア) 指針全般に関するもの	1件
(イ) 指針改定の趣旨に関するもの	3件
(ウ) 策定の方向に沿った取組みに関するもの	4件
(エ) 重点的取組みに関する者	3件
(オ) 施策の推進体制に関するもの	0件
(カ) その他	2件
計	13件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな指針案に反映しました。	3件
(イ) ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	4件
(ウ) 今後の施策運営の参考とします。	5件
(エ) 反映できません。	0件
(オ) その他（感想・質問等）	1件
計	13件

(エ) 主な意見

a 新たな指針案に反映した意見

- ・ ホームページのアドレスの記載については、検索ワードの表記がよい。

b 既に取り組んでいる意見

- ・ HACCP に沿った衛生管理については、小規模事業者に対する丁寧な支援をしてほしい。

c 今後の施策運営の参考とする意見

- ・ リスクコミュニケーションの推進にあたっては、消費者団体と連携して効果的な推進をしてほしい。

(4) 今後のスケジュール

令和4年3月 神奈川県食の安全・安心推進会議において改定指針案を報告
改定指針の決定

＜別添参考資料＞

- ・参考資料3 「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第5次）」（案）（令和4年度～令和6年度）
- ・参考資料4 「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」改定案と現指針との比較